第四十条の八の九第一項及び第三項中「第七十条の七の十第二項」を「第七十条の七の十四第二項」に改め、同条を第四十条の八の十四とする。

第四十条の八の八第一項中「第七十条の七の九第二項」を「第七十条の七の十三第二項」に、「第七十条の七の八第二項」を「第七十条の七の十二第二項」に改め、同条第二項中「第七十条の七の九第二項」を「第七十条の七の十三第二項」に改め、同項各号中「第七十条の七の九第一項」を「第七十条の七の十三第一項」に改め、同条第三項中「第七十条の七の九第一項」を「第七十条の七の十三第一項」に改め、同条を第四十条の八の十三とする。

第四十条の八の七第一項及び第二項中「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条第三項中「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に、「第七十条の七の五第七項本文」を「第七十条の七の九第七項本文」に、「第七十条の七の八第七項」を「第七十条の七の十二第七項」に、「第七十条の七の八第十項第一号」を「第七十条の七の十二第十項第一号」に、「第七十条の七の五第十項第二号」を「第七十条の七の九第十項第二号」に改め、同条第四項中「第七十条の七の八第二項」を「第七十条の七の十二第二項」に改め、同条第五項第二号中「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条第六項中「第七十条の七の八第二項」を「第七十条の七の十二第二項」に改め、同条第七項から第九項までの規定中「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条第十項中「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に、「第四十条の七第十六項第三号」を「第四十条の七第十六項第四号」に改め、同項第二号中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同項第三号中「又は第七十条の七の四第一項」を「、第七十条の七の四第一項、第七十条の七の六第一項又は第七十条の七の八第一項」に、「第四十条の七第十六項第二号」を「第四十条の七第十六項第三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第七十条の六の七第一項　調整前美術品猶予税額（第四十条の七第十六項第二号に規定する調整前美術品猶予税額をいう。）

第四十条の八の七第十一項中「第七十条の七の八第五項」を「第七十条の七の十二第五項」に、「第七十条の七の五第五項」を「第七十条の七の九第五項」に、「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条第十二項中「第四十条の八の四第八項」を「第四十条の八の九第八項」に、「第七十条の七の八第五項」を「第七十条の七の十二第五項」に、「第七十条の七の五第五項の」を「第七十条の七の九第五項の」に、「第七十条の七の五第五項第六号」を「第七十条の七の九第五項第六号」に、「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に、「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条第十三項中「第四十条の八の四第九項」を「第四十条の八の九第九項」に、「第七十条の七の八第六項」を「第七十条の七の十二第六項」に、「第七十条の七の五第六項」を「第七十条の七の九第六項」に、「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に、「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条第十四項中「第七十条の七の八第十項第一号」を「第七十条の七の十二第十項第一号」に、「第七十条の七の五第十項第一号」を「第七十条の七の九第十項第一号」に、「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に、「第七十条の七の八第七項」を「第七十条の七の十二第七項」に、「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に改め、同条第十五項中「第四十条の八の四第十一項」を「第四十条の八の九第十一項」に、「第七十条の七の八第十一項」を「第七十条の七の十二第十一項」に、「第七十条の七の五第十一項の」を「第七十条の七の九第十一項の」に、「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に、「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に、「第七十条の七の五第十一項」」を「第七十条の七の九第十一項」」に、「第七十条の七の五第十一項第二号」を「第七十条の七の九第十一項第二号」に改め、同条第十六項中「第四十条の八の四第十二項」を「第四十条の八の九第十二項」に、「第七十条の七の八第十三項」を「第七十条の七の十二第十三項」に、「第七十条の七の五第十三項」を「第七十条の七の九第十三項」に、「第七十条の七の五第十一項各号」を「第七十条の七の九第十一項各号」に、「第七十条の七の八第十一項」を「第七十条の七の十二第十一項」に、「第七十条の七の八第十二項」を「第七十条の七の十二第十二項」に、「第七十条の七の五第十二項各号」を「第七十条の七の九第十二項各号」に、「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条を第四十条の八の十二とする。

第四十条の八の六第一項中「第七十条の七の七第二項」を「第七十条の七の十一第二項」に、「第七十条の七の五又は第七十条の七の六」を「第七十条の七の九又は第七十条の七の十」に改め、同項の表法第七十条の七の五第一項の項中「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に、「第七十条の七の八まで」を「第七十条の七の十二まで」に、「第七十条の七の八第二項」を「第七十条の七の十二第二項」に改め、同表法第七十条の七の五第四項の項中「第七十条の七の五第四項」を「第七十条の七の九第四項」に改め、同表法第七十条の七の六第一項の項中「第七十条の七の六第一項」を「第七十条の七の十第一項」に、「第七十条の七の八第二項」を「第七十条の七の十二第二項」に改め、同表法第七十条の七の六第四項の項中「第七十条の七の六第四項」を「第七十条の七の十第四項」に改め、同条第二項中「第七十条の七の七第二項」を「第七十条の七の十一第二項」に、「第七十条の七の五又は第七十条の七の六」を「第七十条の七の九又は第七十条の七の十」に改め、同条第三項中「第七十条の七の七第二項後段」を「第七十条の七の十一第二項後段」に、「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に、「第七十条の七の六第一項」を「第七十条の七の十第一項」に、「第七十条の七の七第一項」を「第七十条の七の十一第一項」に、「第七十条の七の五又は第七十条の七の六」を「第七十条の七の九又は第七十条の七の十」に改め、同条を第四十条の八の十一とする。

第四十条の八の五第一項及び第二項中「第七十条の七の六第二項」を「第七十条の七の十第二項」に改め、同項第一号中「第七十条の七の六第一項」を「第七十条の七の十第一項」に改め、同項第二号中「第七十条の七の六第一項の規定の適用に係る認定医療法人が法第七十条の七の五第二項第六号」を「第七十条の七の十第一項の規定の適用に係る認定医療法人が法第七十条の七の九第二項第六号」に、「第四十条の八の八第二項第二号」を「第四十条の八の十三第二項第二号」に、「、法第七十条の七の六第一項」を「、法第七十条の七の十第一項」に改め、同号ロ⑴中「第七十条の七の六第一項」を「第七十条の七の十第一項」に改め、同条第三項及び第四項中「第七十条の七の六第一項」を「第七十条の七の十第一項」に改め、同条を第四十条の八の十とする。

第四十条の八の四第一項中「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に、「第七十条の七の五第二項第二号」を「第七十条の七の九第二項第二号」に、「第四十条の八の八」を「第四十条の八の十三」に改め、同条第二項中「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に改め、同条第三項中「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に、「第七十条の七の八第七項」を「第七十条の七の十二第七項」に、「第七十条の七の五第七項本文」を「第七十条の七の九第七項本文」に改め、同条第四項中「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に改め、同条第五項中「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に、「第四十条の八の六まで及び第四十条の八の九」を「第四十条の八の十一まで及び第四十条の八の十四」に改め、同条第六項中「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に改め、同条第七項中「第七十条の七の五第五項」を「第七十条の七の九第五項」に改め、同条第八項中「第七十条の七の五第五項第六号」を「第七十条の七の九第五項第六号」に改め、同項各号中「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に改め、同条第九項中「第七十条の七の五第六項に規定する政令」を「第七十条の七の九第六項に規定する政令」に改め、同項第一号中「第七十条の七の五第六項」を「第七十条の七の九第六項」に、「第四十条の八の八第二項第二号」を「第四十条の八の十三第二項第二号」に、「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に改め、同条第十項及び第十一項中「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に改め、同項第二号中「第七十条の七の五第十一項」を「第七十条の七の九第十一項」に改め、同項第三号中「第七十条の七の五第十一項第二号」を「第七十条の七の九第十一項第二号」に改め、同条第十二項中「第七十条の七の五第十三項」を「第七十条の七の九第十三項」に改め、同項第一号中「第七